

令和4年5月18日

保護者様

千葉県立我孫子高等学校
校長 増田 武一郎

生徒の自転車損害賠償保険等への加入について

平素より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

千葉県では、令和4年7月1日から「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例」の施行により、自転車利用中の事故で他人にけがをさせた場合等の損害を賠償できる自転車損害賠償保険等（以下「自転車保険」という。）への加入が義務化されます。

については、〈参考URL〉で制度の趣旨を御確認の上、自転車保険への加入に御理解、御協力をお願いいたします。

条例改正のポイント

- 自転車を利用するすべての児童生徒は自転車保険へ加入する。（義務化）
 - ※利用者が未成年の場合は保護者
 - ※居住地（千葉県内外）に関わらず、千葉県内で自転車に乗る場合は自転車保険に入る必要があります。
- 学校設置者は児童生徒及び保護者に、自転車保険に関する情報提供を行う。
(努力義務)

〈参考URL〉

千葉県では自転車保険への加入が義務化されます。（令和4年7月1日から）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/koutsuuanzen/jikoboushi/jitensha/gimuka.html>

（「千葉県 自転車保険義務化」で検索できます）